

団体総合生活保険

「T-GUARD」のご案内

最大 **40%** の割引

(団体割引20%・損害率による割引25%適用)

※計算式: $1 - \{(100 - 20) \% \times (100 - 25) \%\}$

※傷害補償の天災危険補償保険料、団体長期障害所得補償
<GLTD>保険料には、損害率による割引は適用されません。



Good News!

東京海上日動あんしん生命の
一生涯の保障が続く
「終身型医療保険」の
お取り扱いがスタート!

最小2つ(女性は3つ)の簡単な告知で加入できます!

「終身型医療保険」は、T-GUARDの募集締切日にかかわらずいつでもお申込みできます

詳細については、パンフレット41~46ページをご覧ください。

募集締切日 令和5年9月29日(金)

保険期間 令和5年12月1日午後4時~令和6年12月1日午後4時までの1年間

保険料払込方法 毎月の給与より引き去ります(令和6年2月給与より引去開始)。

加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

・今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続き(インターネットでのお手続き、または加入依頼書のご提出等)は不要です。

・新規ご加入の方、変更を希望される方は、インターネットでお手続きください。加入依頼書が配布されている方については加入依頼書へ必要事項をご記入ご署名のうえ、株式会社アサヒファシリティズ保険事業本部各事務所へご提出ください。加入依頼書の記入方法等につきましては、21~22ページ「ご加入方法」をご参照ください。

今回更新いただく内容の一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は団体総合生活保険商品改定のご案内のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

お問い合わせ先 株式会社アサヒ ファシリティズ 保険事業本部 各事務所(裏表紙をご参照ください)

竹中グループの団体総合生活保険「T-GUARD」はたくさんの特徴を備えています。

1 最大40%の割引が適用されます!

(団体割引20%・損害率による割引25%適用)
 ※傷害補償の天災危険補償保険料、団体長期障害所得補償<GLTD>保険料には、損害率による割引率は適用されません。



2 ご加入手続きが簡単です。ご加入の際、医師の診査は不要です!

医療補償、介護補償、がん補償、団体長期障害所得補償<GLTD>にご加入いただく場合は、加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。



サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間・電話介護相談 : 午前9時~午後5時

・各種サービス優待紹介 : 午前9時~午後5時

☎ 0120-428-834

いずれも
土日祝日、
年末年始
を除く

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間
 ・法律相談 : 午前10時~午後6時
 ・税務相談 : 午後2時~午後4時
 ・社会保険に関する相談 : 午前10時~午後6時
 ・暮らしの情報提供 : 午前10時~午後4時

いずれも
土日祝日、
年末年始
を除く

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
 ※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる補償】
 団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合



受付時間 : 午前9時~午後9時
 (日祝日を除く)

☎ 0120-783-503

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

次ページに続きます

認知症アシスト

自動セット

**【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合**



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中または補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
*ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android

iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

*本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
*本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

受付時間

いずれも
土日祝・年末・
年始を除く

・緊急連絡ステッカー:午前9時~午後5時
・「認知症の人と家族の会」紹介:午前9時~午後5時

☎ 0120-775-677

・脳の健康度チェック:午前9時~午後5時

☎ 0120-002-531

・認知症介護電話相談:午前9時~午後5時

☎ 0120-801-276

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。
*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5
*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

ご注意ください(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)*3のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*4とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

団体総合生活保険「T-GUARD」では、病気になったときも、がんになったときも、介護が必要になったときも 安心です。

Good News! さらに 先進医療や 所定の自由診療、 特定疾病に備えて **終身型医療保険** があると安心!!

詳しくは 41~46ページへ

団体総合生活保険「T-GUARD」の特徴

おすすめプラン

補償内容

加入タイプ一覧表

保険の対象となる方

ご加入方法

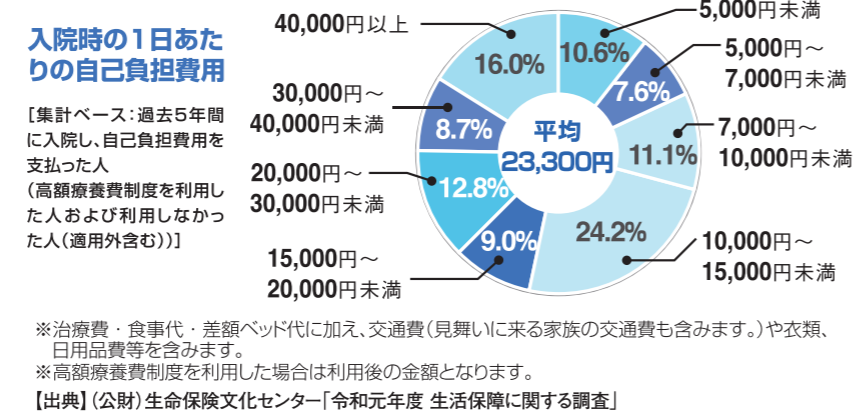
重要事項説明等

終身型医療保険

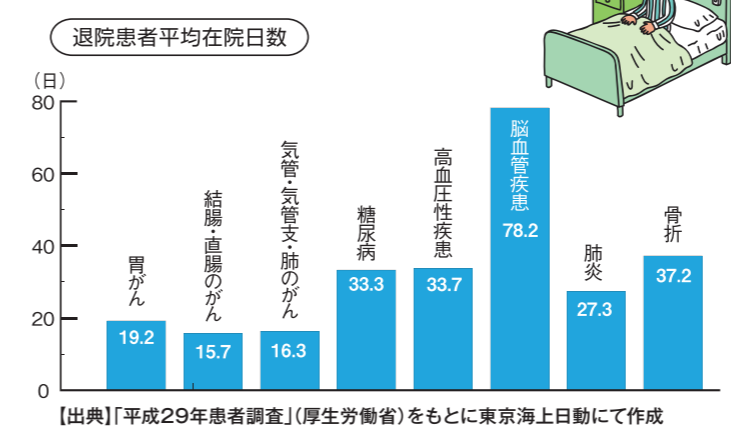
入院費って いくらぐらい かかるの?



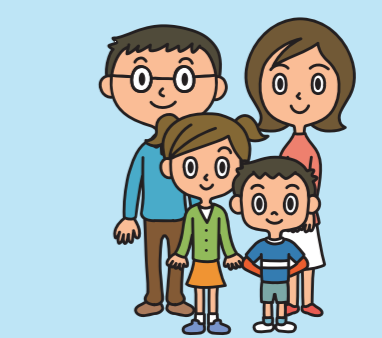
もしもの病気のリスクに備えて 「医療補償」があると安心です。



さらに 病気によっては入院期間が 長くなります。



だから 入院や手術を補償する 「医療補償」だと安心です。



詳しくは15~16ページへ

がんは 気になる 病気よね?



もしものがんのリスクに備えて 「がん補償」があると安心です。

日本の「がん(悪性新生物)」の 総患者数は、約178万人!

一生のうち、 おおよそ2人に1人が がんと診断されると 言われています。

主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	19.6	13.5	6.1
結腸および直腸	28.8	16.4	12.4
肝および肝内胆管	5.6	3.8	1.9
気管、気管支および肺	16.9	10.2	6.7
乳房	23.2	0.3	22.9

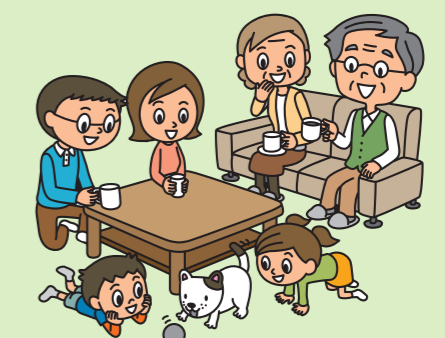
※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。
 【出典】「平成29年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

さらに 心配なのは、医療費! 医療費・自己負担額の例 (胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	177,976円
差額ベッド代他	133,000円
合計	約31.1万円

※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例
 ※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合 (実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)
 【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから まとまった資金の準備が できると安心です。

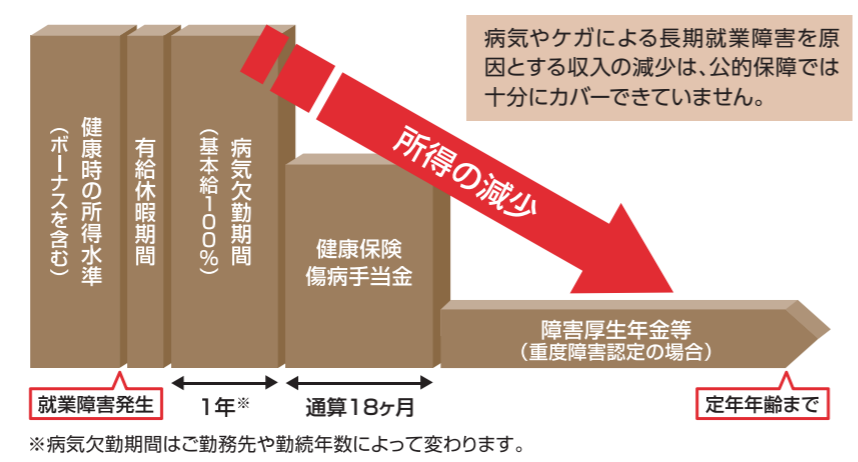


詳しくは13~14ページへ

長期間働けなくなったとき、収入は どうなるの?



病気やケガで長期間働けなくなったとき 「所得の補償」があると安心です。



さらに いろいろ保険に 入っているけれど...

◆各種リスクに対応する個人で加入できる保険

リスク	収入の減少/途絶				追加費用の発生					
	就業障害/就業不能		老後資金		入院		手術		通院	
	長期	短期	長期	短期	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ
生命保険	●	●								
傷害保険										
所得補償保険			●	●						
医療保険					●	●	●	●	●	●
がん保険					●	●	●	●	●	●
年金型保険	●	●								

●:補償されるリスク * :がんによる場合のみ

▶生命保険は死亡時に備えるものです。▶医療保険の入院給付金は入院日数に応じて支払われますが、入院費用に備えるための補償であり、ローンの支払いや毎月の生活費を考えると十分とはいえません。
 ※上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は異なりますのでご注意ください。

だから 長期の就業障害への 備えとして、 団体長期障害所得補償 <GLTD>を おすすめします。

<GLTD>とは **Group Long Term Disability** の略称です。

詳しくは15~16ページへ

【公的介護保険連動型(要介護3)】と【独自基準追加型(要介護2)】で、幅広く介護のリスクに備えられます!

介護の補償
独自基準追加型
(要介護2)プラン
オススメ!!



従来型の【公的介護保険連動型(要介護3)】
【独自基準追加型(要介護2)】 PA、PB、PC
ご選択ください。

※すでに従来型の(OA、OB、OC)プランにご加入の方で、オススメの(PA、PB、PC)プランへ変更される方はあらかじめ告知が必要です。

従来型 【公的介護保険連動型(要介護3)】
OA、OB、OC プラン

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に、
保険金(一時金)をお支払いします。

OA、OB、OC プランに加えて、
プランを併設しました。皆様のニーズに合わせてプランを

併設しました。皆様のニーズに合わせてプランを

オススメ! 【独自基準追加型(要介護2)】
PA、PB、PC プラン

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合、または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



従来型プランと独自基準型プランの違いは?

公的介護保険連動型と独自基準追加型の違いについて



まず、公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳~64歳 *2	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	特定疾病 上記以外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*2 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

しかし、公的介護保険連動型では公的介護保険制度で介護認定されなければ補償対象外。

ここで

独自基準追加型であれば、公的介護保険制度による給付の対象外になってしまう「39歳以下の方*3」や、「40歳~64歳の方で加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病・ケガ」により介護が必要となった方でも東京海上日動所定の要介護状態であれば補償されます。

年齢		5歳~39歳	40歳~64歳	65歳~84歳*3
原因	特定疾病	補償範囲拡大!!	公的介護保険連動型の補償範囲 OA、OB、OC	
	上記以外		独自基準追加型の補償範囲 PA、PB、PC	

*3 独自基準追加型(要介護2)プランにご加入いただくことができるのは団体契約の始期日時時点の年齢が満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

要介護3と要介護2の違いについて

まず、公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、「介護の必要度合い」に応じて要支援および要介護に分けられています。さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、歩行や起き上がりなどの日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	

介護の必要度合い
軽
重

詳しく!

要介護状態区分の目安(平均的な状態例)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4
	部分的な介護が必要	ほぼ全面的な介護が必要	
	<ul style="list-style-type: none"> 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般や食事、排泄に何らかの介助(見守りや手助け)を必要とする。 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 問題行動や理解低下がみられることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話や排せつが自分一人ではできない。 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分一人ではできない。 いくつかの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。 	
	要介護度が増すほど、介護の必要度合いが重い		

支払要件緩和!!

介護の必要度合いが軽い段階から保険金(一時金)のお支払を受けたい方は【独自基準追加型(要介護2)】 PA、PB、PC プランがオススメ!

要介護2に比べて介護の必要度合いが重い。手ごろな保険料で補償を受けたい方は【公的介護保険連動型(要介護3)】 OA、OB、OC プランがオススメ!

保険料等の詳細については13~14ページをご確認ください。

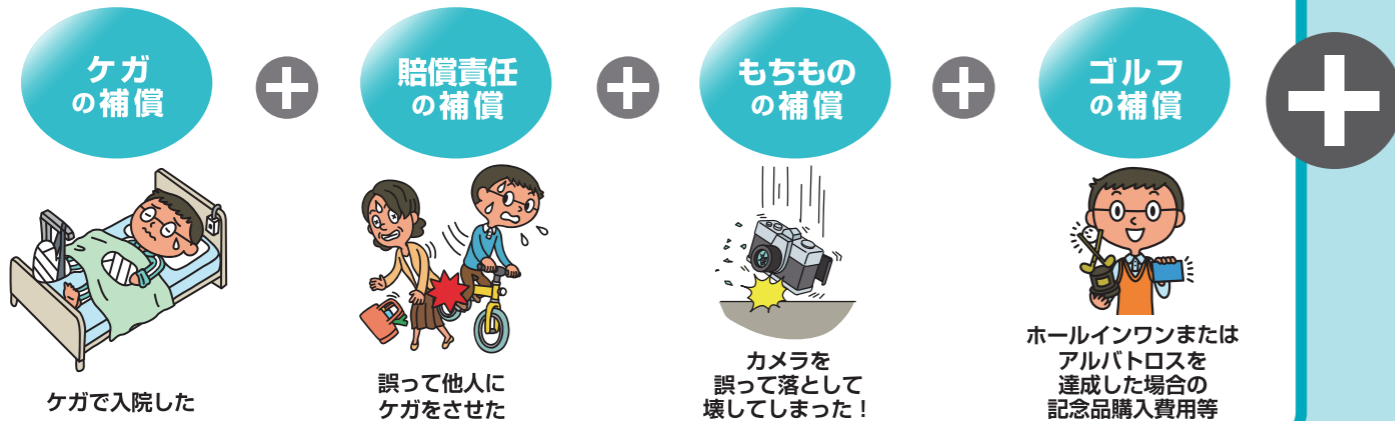
竹中グループ団体総合生活保険「T-GUARD」は グループ従業員の皆様を日常生活の様々なリスクから お守りする保険制度です。

保険料
最大40%割引
(団体割引20%・損害率による割引25%適用)

充実した補償ラインナップ(基本補償+オプション)により、たくさんのニーズに対応します!!

基本補償

竹中グループ保険の定番
ニーズにぴったりのプランを選んで安心



オプション1

怖いがんも
一時金で安心



オプション2

介護も
備えあれば安心



オプション3

長期間働けなくなったときでも
団体長期障害所得補償<GLTD>
があれば安心



オプション4

+αの負担で
病気も安心



△ オプションのみでもご加入いただけます。

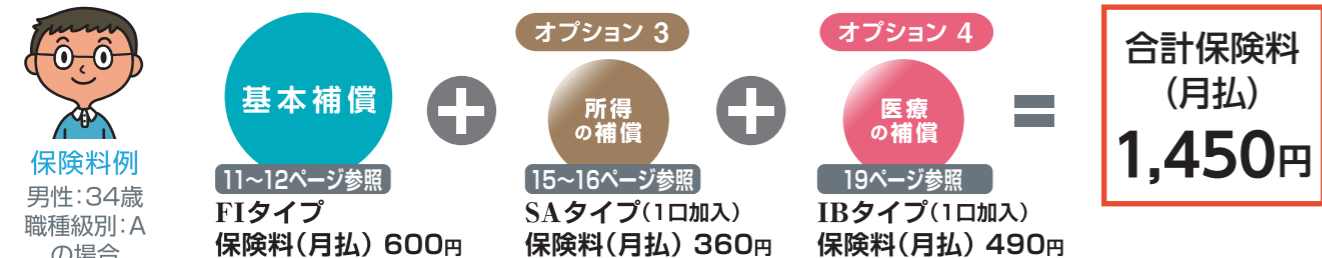
加入例

保険加入にはまずこれ

健康なうちに医療補償に加入!



病気やケガで働けなくなったら...

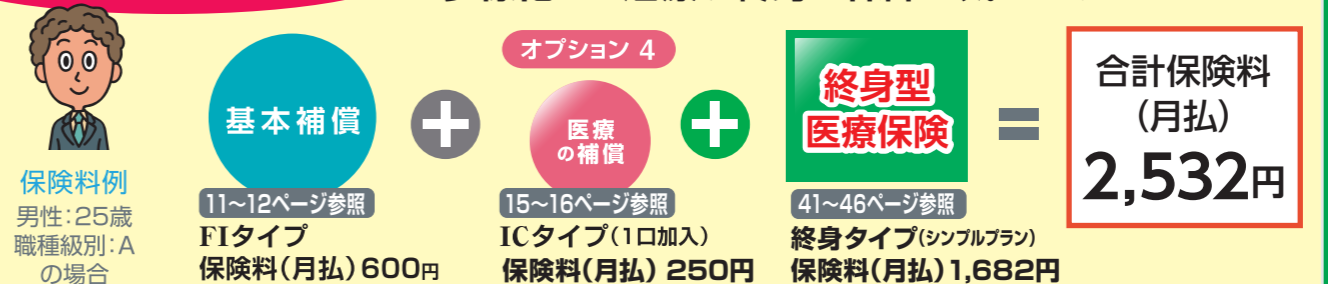


一生涯の保障が続く **終身型医療保険** も販売開始

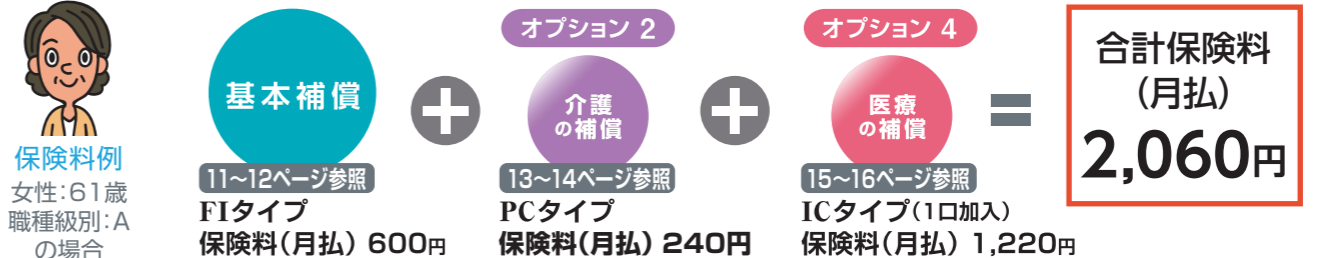
最小2つ(女性は3つ)の告知で簡単にお申し込みできます 詳しくは41~46ページへ

人生100年時代にはこれ

多様化する治療や終身の保障が気になりだしたら...



そろそろ介護のことも気になりだしたら...



団体総合生活保険「T-GUARD」の特徴

おすすめプラン

補償内容

加入タイプ一覧表

保険の対象となる方

ご加入方法

重要事項説明等

終身型医療保険

基本(ケガ・賠償・もちもの・ホールインワン)の補償

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、23～31ページ「団体総合生活保険 補償の概要等」をご確認ください。

※保険の対象となる方につきましては、20ページをご確認ください。

基本補償

ケガをしたときの補償をベースに、他人をケガさせてしまったときや
買い物のときに持ち物を盗まれてしまったとき等、日常の様々なシーンに
対応します。

保険金額

	FSG	FWG
死亡・後遺障害 ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、 保険金をお支払いします。	2,680万円	1,740万円
入院・手術 ケガで入院や手術をしたときに、保険金をお 支払いします。 ^{*3}	(1日あたり) 8,500円	(1日あたり) 8,500円
通院 ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。 ^{*4}	(1日あたり) 5,500円	(1日あたり) 5,500円
個人賠償責任 国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊 してしまったり、国内で他人から借りた物や預かった物(受託 品) ^{*5} を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害 賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 ^{*6}	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円
携行品 国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出 された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰 るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 ^{*7} (免責金額 (自己負担額):5,000円)	30万円	30万円
ホールインワン・アルバトロス費用 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワ ン ^{*8} またはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した 場合に保険金をお支払いします。 *ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等を ご提出いただけます。	50万円	—
保険料(月払)	4,000円	3,000円

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP1

デイリーサポート
ついてます!
詳細はP2

介護アシスト
ついてます!
詳細はP1

保険期間:1年
団体割引:20%
損害率による割引:25%
職種級別*:A

個人コース

※ご加入人数は1口のみです。 ※天災危険補償保険料には、損害率による割引は適用されません。
詳細についてのお問い合わせはアサヒ ファシリティズまでお願い致します。

FG	FH	FI	FEH	FJ ^{*2}
800万円	440万円	230万円	780万円	230万円
(1日あたり) 8,500円	(1日あたり) 4,500円	(1日あたり) 2,000円	(1日あたり) 4,500円	(1日あたり) 2,000円
(1日あたり) 5,500円	(1日あたり) 2,400円	(1日あたり) 1,000円	(1日あたり) 2,400円	(1日あたり) 1,000円
国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	—
—	—	—	20万円	—
—	—	—	30万円	—
2,200円	1,150円	600円	1,650円	600円

夫婦コース・家族コースの設定もごございます。詳しくは17～18ページをご確認ください。

*1 傷害補償の保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業従事者、漁業従事者、採鉱・採石従事者、木・竹・草・つる製品製造従事者)の方は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。
*2 FJタイプには、日本国内外を問わず、特定感染症*8を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いする特定感染症危険補償特約と、日本国内外を問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたときに、死亡・後遺障害、入院・手術、通院の各保険金をお支払いする天災危険補償特約(傷害用)がセットされています。ただし、地震等によって発病した特定感染症*8は補償の対象となりません。また、天災危険補償保険料には損害率による割引は適用されません。
*3 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。入院:事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。手術:事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*4 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
*5 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。
*6 個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
*7 自転車、自動車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。
*8 特定感染症の定義については、22ページ「団体総合生活保険 補償の概要等」の特定感染症危険補償特約の項目をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、23～31ページ「団体総合生活保険 補償の概要等」をご確認ください。

※保険の対象となる方につきましては、20ページをご確認ください。

オプション 1

がんの補償

やっぱりがんは心配という方に
うれしい補償!

保険金額

GA
100万円

がん診断

がんを診断確定*1されたときに、
保険金(一時金)をお支払いします。



*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

保険料
(月払)

個人コース
男性・女性
共通

年齢	タイプ名 GA	年齢	タイプ名 GA	年齢	タイプ名 GA	年齢	タイプ名 GA
5歳～9歳	90円	25歳～29歳	110円	45歳～49歳	540円	65歳～69歳	2,670円
10歳～14歳	140円	30歳～34歳	180円	50歳～54歳	880円	70歳～74歳	3,320円
15歳～19歳	100円	35歳～39歳	260円	55歳～59歳	1,380円	75歳～79歳	4,010円
20歳～24歳	50円	40歳～44歳	390円	60歳～64歳	2,010円	80歳～84歳	4,710円
						85歳～89歳	5,380円

※ご加入口数は1口のみです。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

ご加入いただくことができるのは、新規・更新ともに団体契約の始期日時点の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

Please
check
it out

先進医療や所定の自由診療、特定疾病への 備え等が気になる方は、**終身型医療保険**もチェック!

1 最小2つ(女性は3つ)の簡単な告知でお申込みできます!(シンプルプランの場合)

2 「終身型医療保険」は、T-GUARDの募集締切日にかかわらずいつでもお申込みできます

詳しくは41～46ページへ

オプション 2

介護の補償

ご加入される補償の型に応じて、保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。
また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそごご家族を支える各種サービス(検索支援サービス等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。)

保険金額

OA	OB	OC
300万円	200万円	100万円

従来型

公的介護保険連動型(要介護3)
公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に、保険金(一時金)をお支払いします。



オススメ!

独自基準追加型(要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。
*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

PA	PB	PC
300万円	200万円	100万円

「公的介護保険連動型」と「独自基準追加型」の違いについて

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても、保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考:公的介護保険制度の特徴】

特徴①:40歳以上の方のみが対象 ⇒ 「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!
特徴②:40歳以上64歳以下の方は ⇒ 40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!
給付が限定的
※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

従来型

保険料
(月払)

個人コース
男性・女性
共通

年齢	公的介護保険連動型(要介護3)		
	タイプ名: OA	タイプ名: OB	タイプ名: OC
40歳～44歳	60円	40円	20円
45歳～49歳	80円	50円	30円
50歳～54歳	100円	70円	30円
55歳～59歳	150円	100円	50円
60歳～64歳	320円	220円	110円
65歳～69歳	920円	620円	310円
70歳～74歳	2,040円	1,360円	680円
75歳～79歳	4,730円	3,150円	1,580円
80歳～84歳	9,000円	6,000円	3,000円

※すでに従来型の(OA、OB、OC)プランにご加入の方で、(PA、PB、PC)プランへ変更される方はあらかじめ告知が必要です。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

ご加入いただくことができるのは、団体契約の始期日時点の年齢が公的介護保険連動型:満40歳以上満84歳以下の方、独自基準追加型:満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

オススメ!

※ご加入口数は1口のみです。

年齢	独自基準追加型(要介護2)		
	タイプ名: PA	タイプ名: PB	タイプ名: PC
5歳～9歳	10円	10円	10円
10歳～14歳	10円	10円	10円
15歳～19歳	10円	10円	10円
20歳～24歳	10円	10円	10円
25歳～29歳	20円	10円	10円
30歳～34歳	40円	20円	10円
35歳～39歳	70円	50円	20円
40歳～44歳	140円	90円	50円
45歳～49歳	170円	110円	60円
50歳～54歳	230円	150円	80円
55歳～59歳	330円	220円	110円
60歳～64歳	710円	470円	240円
65歳～69歳	1,470円	980円	490円
70歳～74歳	3,230円	2,150円	1,080円
75歳～79歳	7,410円	4,940円	2,470円
80歳～84歳	14,020円	9,350円	4,670円

△ オプションについては夫婦コース・家族コースの設定はございません。個人コースでのご加入をご検討ください。

オプション がん・介護・所得・医療の補償

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、23～31ページ「団体総合生活保険 補償の概要等」をご確認ください。

保険期間:1年 団体割引:20%
損害率による割引:25%
(GLTDは、団体割引の適用のみです。)

メディカルアシスト
ついてます!
詳細はP1

デイリーサポート
ついてます!
詳細はP2

介護アシスト
ついてます!
詳細はP1

※保険の対象となる方につきましては、20ページをご確認ください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料(1口あたり)

【保険期間:1年間、てん補期間*1:60歳の誕生日まで(55歳以上の場合は3年間)、免責期間:365日、団体割引:20%】

コース		個人コース	
タイプ名		SA	
認知症・メンタル疾患(てん補期間*1:2年)		セットあり	
加入限度口数		8口	
支払基礎所得額(月額)		5万円	
	性別	男性	女性
保険料(月払)	15歳～24歳	320円	210円
	25歳～29歳	340円	280円
	30歳～34歳	360円	370円
	35歳～39歳	430円	530円
	40歳～44歳	620円	820円
	45歳～49歳	830円	1,070円
	50歳～54歳	970円	1,160円
	55歳～59歳	970円	1,020円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
 ※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。
 *1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
 *2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*3の平均月額をいいます。
 *3 「業務に従事することによって得られる給与所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

ご加入いただくことができるのは、団体契約の始期日時時点の年齢が満15歳以上満59歳以下の方に限ります。

メンタルヘルスサポート
ついてます!
詳細はP2

オプション 3 所得の補償

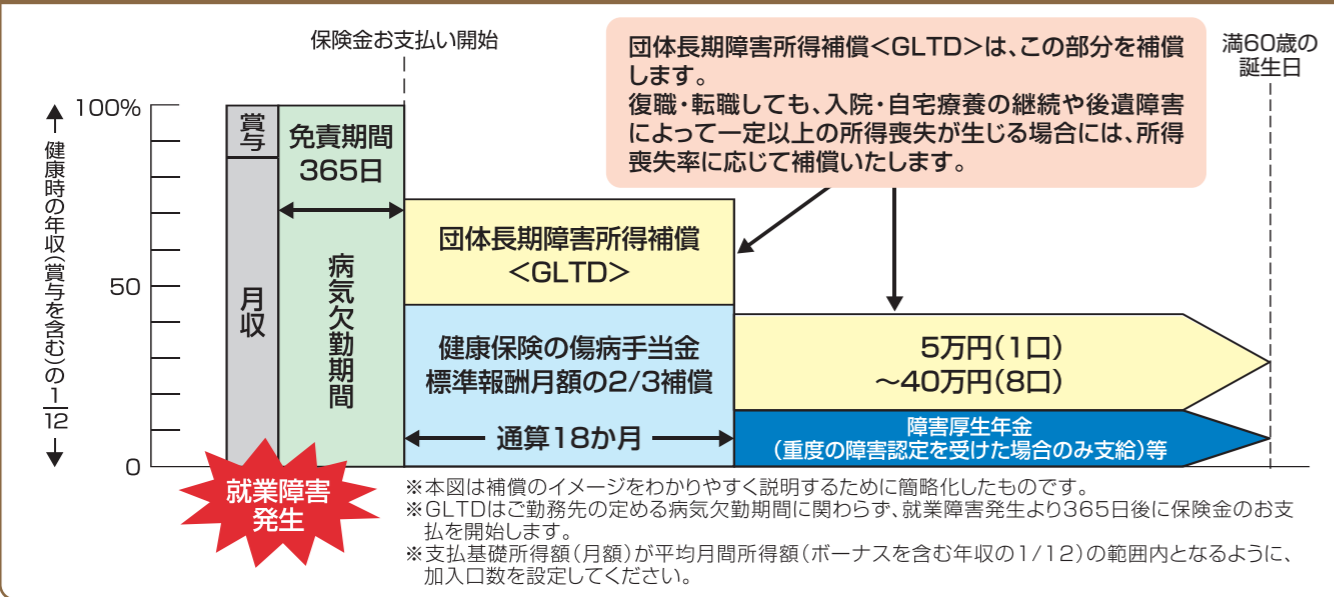
団体長期障害所得補償<GLTD>

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(365日)を超えた場合に、最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。(ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は3年となります。)
 *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

【認知症・メンタル疾患補償特約】<追加補償>
メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*1
 *1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。
 また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。



【SAタイプ:補償のイメージ】



オプション 4 医療の補償

病気のときもあんしんの補償をラインナップ。日帰り入院も補償します。

疾病入院	IA	IC	IE
病気で入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。	(1日あたり) 5,000円	(1日あたり) 3,000円	(1日あたり) 1,500円
病気で手術をしたときに、保険金をお支払いします。 ※1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ※2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	重大手術*1 20万円 上記以外の入院中の手術 5万円 上記以外の入院中以外の手術 2.5万円	重大手術*1 12万円 上記以外の入院中の手術 3万円 上記以外の入院中以外の手術 1.5万円	重大手術*1 6万円 上記以外の入院中の手術 1.5万円 上記以外の入院中以外の手術 7,500円
病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	5万円	3万円	1.5万円
病気で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに、保険金をお支払いします。 ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。 (傷害不担保持特約(退院後通院保険金)セット)	(1日あたり) 3,000円	(1日あたり) 1,500円	(1日あたり) 1,000円

※上記以外に、1回の入院支払限度日数が**120日**のタイプもあります。詳しくは19ページ「加入タイプ一覧表」をご確認ください。
 *1 対象となる重大手術については、26ページ「補償の概要等」をご確認ください。



医療の補償は最大3口までご加入いただけます!

※すでに医療の補償にご加入の方で、口数を増やされる方や補償内容の大きいタイプへの変更をされる方はあらかじめ告知が必要です。

保険料(1口あたり)(月払)
個人コース
男性・女性
共通

年齢	タイプ名: IA	タイプ名: IC	タイプ名: IE
加入限度口数	3口	3口	3口
5歳～9歳	250円	150円	80円
10歳～14歳	230円	140円	70円
15歳～19歳	260円	150円	80円
20歳～24歳	400円	230円	120円
25歳～29歳	440円	250円	140円
30歳～34歳	470円	280円	140円
35歳～39歳	500円	290円	150円
40歳～44歳	560円	330円	170円

年齢	タイプ名: IA	タイプ名: IC	タイプ名: IE
加入限度口数	3口	3口	3口
45歳～49歳	740円	440円	220円
50歳～54歳	1,000円	580円	300円
55歳～59歳	1,420円	830円	440円
60歳～64歳	2,080円	1,220円	640円
65歳～69歳	2,900円	1,680円	890円
70歳～74歳	4,190円	2,420円	1,290円
75歳～79歳	5,320円	3,060円	1,640円
80歳～84歳	6,190円	3,590円	1,900円
85歳～89歳	6,140円	3,560円	1,890円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

ご加入いただくことができるのは、新規・更新ともに団体契約の始期日時時点の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

団体総合生活保険
T-GUARDの特徴
おすすめプラン
補償内容
加入タイプ一覧表
保険の対象となる方
ご加入方法
重要事項説明等
終身型医療保険

加入タイプ一覧表

保険期間:1年 団体割引:20% 損害率による割引:25% 職種級別 *1:A

ご加入を希望されるタイプ名を加入依頼書にご記入ください (記入方法については21~22ページをご参照)。

※天災危険補償保険料には、損害率による割引は適用されません。

基本補償(ケガ・賠償・もちもの・ホールインワン)

※ご加入口数は1口のみです。

個人コース



タイプ名	保険金額									個人賠償責任	携行品 (免責金額(自己負担額): 5,000円)	ホールインワン・ アルバイトロス費用	保険料(月払)
	ご本人			ご親族			ご本人						
	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額				
FSG	2,680万円	8,500円	5,500円	—	—	—	—	—	—	—	30万円 本人型	50万円 本人型	4,000円
FWG	1,740万円	8,500円	5,500円	—	—	—	—	—	—	—	30万円 本人型	—	3,000円
FG	800万円	8,500円	5,500円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,200円
FH	440万円	4,500円	2,400円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,150円
FI	230万円	2,000円	1,000円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	600円
FEH	780万円	4,500円	2,400円	—	—	—	—	—	—	—	20万円 本人型	30万円 本人型	1,650円
FJ*3	230万円	2,000円	1,000円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	600円

夫婦コース



タイプ名	保険金額									個人賠償責任	携行品 (免責金額(自己負担額): 5,000円)	ホールインワン・ アルバイトロス費用	保険料(月払)
	ご本人			ご親族			ご本人						
	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額				
FSD	2,512万円	8,000円	4,500円	870万円	5,500円	3,500円	—	—	—	—	30万円 夫婦型	50万円 本人型	5,000円
FWD	1,610万円	8,000円	4,500円	810万円	5,500円	3,500円	—	—	—	—	30万円 夫婦型	—	4,000円
FD	860万円	8,000円	4,500円	430万円	5,500円	3,500円	—	—	—	—	—	—	3,100円
FE	480万円	6,000円	3,500円	230万円	4,000円	2,000円	—	—	—	—	—	—	2,100円
FF	230万円	3,000円	1,500円	100万円	2,000円	1,000円	—	—	—	—	—	—	1,050円
FEE	730万円	6,000円	3,500円	330万円	4,000円	2,000円	—	—	—	—	20万円 夫婦型	30万円 本人型	2,600円

家族コース



タイプ名	保険金額									個人賠償責任	携行品 (免責金額(自己負担額): 5,000円)	ホールインワン・ アルバイトロス費用	保険料(月払)
	ご本人			ご親族			ご本人						
	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額	死亡・後遺障害	入院保険金日額*2	通院保険金日額				
FSA	2,380万円	8,000円	4,500円	500万円	5,000円	3,000円	400万円	3,500円	2,000円	—	30万円 家族型	50万円 本人型	6,000円
FWA	1,520万円	8,000円	4,500円	500万円	5,000円	3,000円	350万円	3,500円	2,000円	—	30万円 家族型	—	5,000円
FA	500万円	8,000円	4,500円	400万円	5,000円	3,000円	330万円	3,500円	2,000円	—	—	—	4,000円
FB	400万円	5,000円	3,000円	340万円	4,000円	2,000円	270万円	3,000円	1,500円	—	—	—	3,000円
FC	300万円	3,500円	2,000円	250万円	2,300円	1,200円	160万円	2,000円	1,000円	—	—	—	2,000円
FK	100万円	1,300円	800円	80万円	1,200円	700円	75万円	1,000円	600円	—	—	—	1,000円
FEC	490万円	3,500円	2,000円	280万円	2,200円	1,200円	200万円	2,100円	1,000円	—	20万円 家族型	30万円 本人型	2,500円

*1 傷害補償の保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業従事者、漁業従事者、採鉱・採石従事者、木・竹・草・つる製品製造従事者)の方は(お問い合わせ先)までご連絡ください。なお、夫婦型・家族型において、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくは(お問い合わせ先)までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 FJタイプには、日本国内外を問わず、特定感染症*4を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いする特定感染症危険補償特約と、日本国内外を問わず、

震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたときに、死亡・後遺障害、入院・手術、通院の各保険金をお支払いする天災危険補償特約(傷害用)がセットされています。ただし、地震等によって発病した特定感染症*4は補償の対象となりません。また、天災危険補償保険料には損害率による割引は適用されません。

*4 特定感染症の定義については、24ページ「団体総合生活保険 補償の概要等」の特定感染症危険補償特約の項目をご確認ください。

次ページに続きます

団体総合生活保険
TIGUARDの特徴

おすすめプラン

補償内容

加入タイプ一覧表

保険の対象となる方

ご加入方法

重要事項説明等

終身型医療保険

加入タイプ一覧表

保険期間:1年 団体割引:20%
損害率による割引:25%

ご加入を希望されるタイプ名を加入
依頼書にご記入ください(記入方法に
ついては21~22ページをご参照)。

※所得の補償(団体長期障害所得補償)の保険料には、損害率による割引は適用されません。

※オプション1,2,4については、男性・女性共通の保険料です。 ※オプション1,2については、ご加入口数は1口のみです。

オプション1 がんの補償

タイプ名	GA
がん診断 保険金額	100万円
保険料(月払)	
5~9歳	90円
10~14歳	140円
15~19歳	100円
20~24歳	50円
25~29歳	110円
30~34歳	180円
35~39歳	260円
40~44歳	390円
45~49歳	540円
50~54歳	880円
55~59歳	1,380円
60~64歳	2,010円
65~69歳	2,670円
70~74歳	3,320円
75~79歳	4,010円
80~84歳	4,710円
85~89歳	5,380円

オプション3 所得の補償(1口あたり)

タイプ名	SA
認知症・メンタル疾患 (てん補期間*2:2年,免責期間:365日)	セットあり
加入限度口数	8口
支払基礎所得額(月額)	5万円
性別	男性 女性
保険料(月払)	
15~24歳	320円 210円
25~29歳	340円 280円
30~34歳	360円 370円
35~39歳	430円 530円
40~44歳	620円 820円
45~49歳	830円 1,070円
50~54歳	970円 1,160円
55~59歳	970円 1,020円

オプション4 医療の補償(1口あたり)

タイプ名	IA	IB	IC	ID	IE	IF
加入限度口数	3口	3口	3口	3口	3口	3口
1入院支払限度 日数	60日	120日	60日	120日	60日	120日
疾病入院保険金 日額(1日あたり)	5,000円	3,000円	3,000円	1,500円		
疾病 手術 保険 金額	重大手術*1	20万円	12万円	6万円		
	上記 以外の 手術	5万円	3万円	1.5万円		
	入院中 入院中以外	2.5万円	1.5万円	7,500円		
放射線治療 保険金額	5万円	3万円	1.5万円			
退院後通院保険金 日額(1日あたり)	3,000円	1,500円	1,000円			
保険料(月払)						
5~9歳	250円	260円	150円	160円	80円	80円
10~14歳	230円	240円	140円	140円	70円	80円
15~19歳	260円	280円	150円	170円	80円	90円
20~24歳	400円	420円	230円	250円	120円	120円
25~29歳	440円	460円	250円	260円	140円	140円
30~34歳	470円	490円	280円	290円	140円	150円
35~39歳	500円	530円	290円	310円	150円	160円
40~44歳	560円	610円	330円	360円	170円	190円
45~49歳	740円	810円	440円	480円	220円	240円
50~54歳	1,000円	1,090円	580円	630円	300円	330円
55~59歳	1,420円	1,560円	830円	910円	440円	480円
60~64歳	2,080円	2,280円	1,220円	1,340円	640円	700円
65~69歳	2,900円	3,170円	1,680円	1,850円	890円	970円
70~74歳	4,190円	4,590円	2,420円	2,660円	1,290円	1,410円
75~79歳	5,320円	5,890円	3,060円	3,400円	1,640円	1,810円
80~84歳	6,190円	7,090円	3,590円	4,130円	1,900円	2,170円
85~89歳	6,140円	7,270円	3,560円	4,230円	1,890円	2,230円

オプション2 介護の補償

タイプ名	OA	OB	OC	PA	PB	PC
補償の型	公的介護保険連動型 (要介護3)			独自基準追加型 (要介護2)		
介護 補償 保険 金額	300万円	200万円	100万円	300万円	200万円	100万円
保険料(月払)						
5~9歳				10円	10円	10円
10~14歳				10円	10円	10円
15~19歳				10円	10円	10円
20~24歳				10円	10円	10円
25~29歳				20円	10円	10円
30~34歳				40円	20円	10円
35~39歳				70円	50円	20円
40~44歳	60円	40円	20円	140円	90円	50円
45~49歳	80円	50円	30円	170円	110円	60円
50~54歳	100円	70円	30円	230円	150円	80円
55~59歳	150円	100円	50円	330円	220円	110円
60~64歳	320円	220円	110円	710円	470円	240円
65~69歳	920円	620円	310円	1,470円	980円	490円
70~74歳	2,040円	1,360円	680円	3,230円	2,150円	1,080円
75~79歳	4,730円	3,150円	1,580円	7,410円	4,940円	2,470円
80~84歳	9,000円	6,000円	3,000円	14,020円	9,350円	4,670円

個人 コース



※医療の補償・介護の補償・がんの補償の保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。
 ※所得の補償(団体長期障害所得補償)の保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。
 ※1 対象となる重大手術については、26ページ「補償の概要等」をご確認ください。
 ※所得の補償(団体長期障害所得補償)の支払基礎所得額は、平均月間所得額*3の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。
 ※2 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
 ※3 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
 ※4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

⚠ オプションについては夫婦コース・家族コースの設定はございません。個人コースでのご加入をご確認ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

- A. 株式会社竹中工務店およびその系列会社の役員・従業員(団体の構成員)
- B. Aの配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟
- C. Aと同居されているご親族・使用人の方(傷害補償は個人コースのみご加入いただけます。)

※ただし、以下の補償については年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)が下記に該当する方に限ります。

医療補償、がん補償:満5歳以上満89歳以下
 介護補償:(公的介護保険連動型)満40歳以上満84歳以下、(独自基準追加型)満5歳以上満84歳以下
 団体長期障害所得補償(GLTD):満15歳以上満59歳以下

※対象となる系列会社については、本パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

介護補償は、団体の構成員のご両親の他、団体の構成員自身およびその他のご家族もご本人*1として加入することができます(この場合、加入者となる団体の構成員の方は、ご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。)

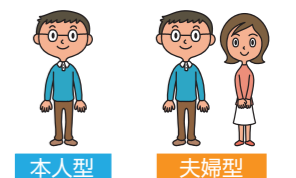
2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

それぞれの基本補償(プラン)について、ご加入いただける「型」は次のとおりです。

基本補償	型
傷害補償、携行品	個人コース:本人型 夫婦コース:夫婦型 家族コース:家族型
個人賠償責任	すべてのコース:家族型
ホールインワン・アルバイトロス費用、医療補償、介護補償、がん補償、団体長期障害所得補償(GLTD)	すべてのコース:本人型

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○



※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 ご加入時に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として登録された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、(婚約とは異なります)
 - a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親 族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未 婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

お手元の加入依頼書に記入して、ご提出ください。

! 本ページは加入依頼書でお手続きいただくグループ会社従業員様用です。
竹中工務店他インターネットでのお手続きに移行したグループ会社従業員様は、
9月1日に配信したメールに記載のお手続きサイトをご利用ください。

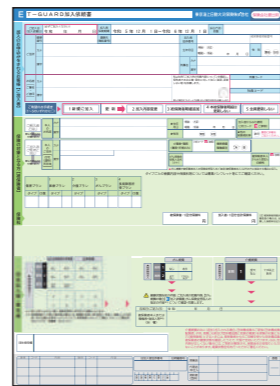
加入依頼書は保険の対象となる方(被保険者)ご本人
お一人様につき1枚必要となります。

大変お手数ですが株式会社アサヒ ファシリティズまでご連絡ください。

締切日: **9月29日(金)** (必着)

お届け書類

- パンフレット(本冊子)
- 団体保険加入依頼書



新規 ご加入のお手続き

- 本パンフレットの「補償内容」、「加入タイプ一覧表」、「補償の概要等」、「重要事項説明書」等をご確認いただき、ご加入される補償内容や保険の対象となる方をご確認ください。
- 加入依頼書に、住所・氏名・生年月日等の必要事項を右記および加入依頼書記載のD「ご加入に際して」をご参照のうえ、ご記入・ご署名ください。
- 医療補償、介護補償、がん補償、団体長期障害所得補償にご加入の方のみ**
健康状態告知が必要です。C「健康状態告知書」にご記入・ご署名ください(介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です(この場合は、団体構成員がご署名ください。))。
※C「健康状態告知書」にご記入・ご署名ください(E「加入依頼書」に複写されます。)
※告知いただいた内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。
- 加入依頼書E・F・G(保険会社提出用、代理店写)計3枚を代理店株式会社アサヒ ファシリティズまでご提出ください。

更新 ご加入のお手続き

インターネットお手続きサイト「e-CHOICE」でご確認ください。

記入例

ご記入・ご署名をお願いします。

E T-GUARD加入依頼書 東京海上日動火災保険株式会社 保険会社提出用

ご記入(必ず記入ください) 加入日(加入日) 令和5年9月1日 加入者 保険期間 令和5年12月1日~令和6年12月1日 払込方法: 団体・引去 月私

郵便番号 136-0076 連絡先(電話番号) 03-1234-5678 加入者 証券番号

ご住所 東京都千代田区丸の内1-2-1 生年月日 昭和29年1月1日 性別 女性

所属名 カナ ヲウムブ 所属コード 1234567

ご名前 カナ アサヒ タロウ 氏名 朝日太郎 社員コード 9876543

ご希望のお手続き (1~5のいずれかに) 1 新規加入 更新 2 加入内容変更 3 被保険者明細追加 4 本被保険者明細は更新しない 5 全員更新しない

本人のお名前 カナ アサヒ マナコ 生年月日 昭和29年1月1日 加入者からみた続柄(ご参加) 01

性別 女性 性別 男性 女性 他 保険契約等 あり

職業・職務(職業・所属のみ) 010 職種補償 職種別 A B

がん保険金受取人氏名(カナ) アサヒ マナコ 被保険者本人からみた受取人の続柄 02

タイプごとの補償内容や保険料等については、本冊子(パンフレット)にてご確認ください。

補償プラン	タイプ	口数
医療補償	IA	1
介護補償	OC	
がん補償	GA	
長期障害所得補償	SA	4

被保険者・1回分保険料 9,030円 加入者・1回分合計保険料 9,030円

健康状態告知書の内容、ご加入時の同意内容、【がん補償の場合】加入依頼書、がん保険金受取人の指定の内容等について確認・同意します。

告知日(ご記入日) 令和4年9月1日

被保険者本人または 朝日太郎 (日 書)

告知日(ご記入日) 令和4年9月1日

被保険者本人または 朝日太郎 (日 書)

団体使用欄

一旦ご記入後の訂正について

※次の項目を一旦記入してから訂正または取り消す場合は、誤った内容を二重線で抹消し、(訂正の場合は正しい内容を記載し)抹消した横に訂正署名をお願いします。
・被保険者氏名、タイプ: 加入者の訂正署名
・がん保険金受取人欄、健康状態告知欄及び告知日・自署氏名: 保険の対象となる方(被保険者)ご本人の訂正署名

下記、職種別Bに該当しない方は、Aに○をつけてください。
【職種別Bに該当する方】「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)
※「自動車運転者」とは自動車運転を主業務とする職業の方です。「建設作業員」には監督者を含みません。
職種別Bに該当する方は代理店株式会社アサヒ ファシリティズまでお問い合わせください。

がん補償ご希望の方のみ必要に応じてご記入下さい。

【新規ご加入の方】
保険の対象となる方(ご本人)のお名前・生年月日・性別・住宅(建物)所在地・他の保険契約・ご加入いただくタイプ等をご記入ください。
【更新の方】
印字内容を変更する場合、印字内容を二重線で抹消のうえ、新しいご住所や今回ご加入いただくタイプ名、変更後の保険料をご記入ください。

医療補償プランおよび団体長期障害所得補償<GLTD>プランをご希望の方はタイプ名と口数をご記入ください。

医療補償・介護補償・がん補償・団体長期障害所得補償<GLTD>にご加入希望の方のみ、C「健康状態告知書」にご記入・ご署名ください(E「加入依頼書」に複写されます)。

「T-GUARD」の特徴

おすすめプラン

補償内容

加入タイプ一覧表

保険の対象となる方

ご加入方法

重要事項説明等

終身型医療保険

保険期間：1年

■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償】

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガ
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りです。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競走選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等 *1「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

傷害補償基本特約

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または同条第8項の規定に基づく指定感染症*1等をいいます。 *1 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りです。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

団体総合生活保険 TIGUARD の特徴

おすすめプラン

補償内容

加入タイプ一覧表

保険の対象となる方

ご加入方法

重要事項説明等

終身型医療保険

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p>等</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害</p> <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1</p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>等</p>

【医療補償】

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に**保険金をお支払いします。**
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。</p> <p>※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ</p> <p>・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ</p> <p>・アルコール依存および薬物依存</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3</p> <p>等</p>
	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	
	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 病気やケガを、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>退院後通院 保険金特約 + 傷害不担保特約 (退院後通院 保険金用)</p>	<p>保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 <p>※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>(「医療補償基本特約」と同じ)</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

[公的介護保険運動型(要介護3)]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>介護補償基本特約</p>	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合</p> <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

[独自基準追加型(要介護2)]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合								
介護補償基本特約十公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約十所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合</p> <p>①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>歩行</td> <td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td> </tr> <tr> <td>寝返り</td> <td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td> </tr> <tr> <td>入浴その他の複雑な動作等</td> <td>次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。</td> </tr> <tr> <td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td> <td>次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 菌磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td> </tr> </table>	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 菌磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 先天性疾患によって生じた要介護状態 医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3
	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。								
	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。								
入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。									
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 菌磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。									
②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。 (23) 金銭の管理ができない。 (24) 自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。 (25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。	<ul style="list-style-type: none"> *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。 									
▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。										

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」および「国際疾病分類 - 腫瘍学 (N C C 監修) 第3版 (2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類 - 腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	<p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めてがんと診断確定された場合 この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 <p>▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p>

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]

契約概要
保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご確認ください*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約
- 育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。



[所得補償・団体長期障害所得補償]
所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)
*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。
*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)
*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) **保険料の決定の仕組み**
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
- (2) **保険料の払込方法**
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。
- (3) **保険料の一括払込みが必要な場合について**
(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
 - ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
 - ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

【団体長期障害所得補償 (GLTD*1) 定額型】

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。
【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。
*1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">支払保険金 = 支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率 (100%)</p> <p>ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます (お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りして計算します。) *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$ <p>ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間 (免責期間*1終了日の翌日からの期間) のことをいいます。 *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *8 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。) によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 (その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害 (「認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約 (D))」がセットされていますので、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます (就業障害の定義・定義)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*1」をご確認ください。 *2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の場合、終日出社できず他の業務 (軽作業や事務作業等) も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*4」をご確認ください。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
 - ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
 - 保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
 - *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)
 - *2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
 - 保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
 - ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。
 - ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。
 - *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救済者費用等 弁護士費用等
項目名						
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	★*3	—
職業・職務*4	☆*5	☆	—	—	—	—
健康状態告知*6	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

- *1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま。婚姻とは異なります。)

- a. 婚姻意思*9を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*11。

●責任開始日*10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

- *10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について> ※医療補償・介護補償・がん補償・団体長期障害所得補償（GLTD）については、東京海上日動単独の引受となります。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	55%	三井住友海上火災保険株式会社	38%
損害保険ジャパン株式会社	7%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター（東京海上日動安心110番）



0120-720-110

受付時間：24時間365日

告知の
大切さに関する
ご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

確認してチェックしましょう!

保険金をお支払いする主な場合 保険金額*1、免責金額(自己負担額) 保険期間

保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	団体長期障害所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)	○	—	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか?(平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。) なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○	○	○	○

3 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
*2 インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。
*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)
*2 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。
*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認くださいませいただく場合があります。**

1年前に... えっと、確認させてください。告知内容を

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすらされている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘されたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

⚠️ご注意ください 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしくお願ひいたします。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

必ずお読みください

2023年9月

団体総合生活保険の
2023年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2023年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください。ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

★ 改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					改定項目	概 要
①	②	③	④	⑤		
①団体長期障害 所得補償 (GLTD)	②医療補償	③がん補償	④介護補償	⑤賠償・財産・費用に 関する補償		
					「携行品特約」等における 約款文言の明確化および 保険の対象となる物の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。 保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。 現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。 約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。 取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ●補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ●補償対象外とする機器(*1): ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機 <対象特約> 携行品特約、個人賠償責任補償特約 (*1)携行品特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。

変更する補償					改定項目	概 要
①	②	③	④	⑤		
①団体長期障害 所得補償 (GLTD)	②医療補償	③がん補償	④介護補償	⑤賠償・財産・費用に 関する補償		
					「携行品特約」等における 免責事由(保険金をお 支払いしない場合)の 改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 <対象特約> 携行品特約、個人賠償責任補償特約
					「がん」の診断確定に 関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 <対象特約> がん補償基本特約、医療補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約

★ その他のお知らせ

傷害補償の「特定感染症危険補償特約」では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症(*1)または指定感染症(*2)を補償対象としております。
新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に感染症法上の位置づけが「五類感染症」に変更されたため、同日以降の発病は補償対象外となりますので、ご注意ください。

(*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、)であるものに限り、
(*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り、

このご案内は、2023年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



「終身型医療保険」はT-GUARDとは別の商品となりますので、加入方法や団体扱の割引率は異なりますのでご注意ください。

NEW!

終身型医療保険^{*1}〈竹中グループ従業員の皆様のための終身型医療保険〉



株式会社 竹中工務店、株式会社 竹中土木、株式会社 アサヒファシリ ティズ以外のグループ企業にお勤めの方は、お手続きの前にP46をご確認ください。

終身型医療保険の Good ポイント

Good News!



一生涯つづく保障や様々なリスクに手厚く備えたいという方にオススメ。

T-GUARDの医療補償やがん補償と組み合わせ、合理的な2階建て保障が安心です!

竹中グループ従業員のメリット!

Good 1

簡単な告知でお申し込みできる!

下記の3項目をクリアすればOK シンプルプランの場合

✓ **簡単Check 1**

現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめていますか?

- 選択する特約・特則によって追加で告知が必要な場合があります。
- 東京海上日動あんしん生命に給付金請求履歴がある場合等は、告知が全て「いいえ」であっても特別条件付契約もしくは査定保留・引受延期となる可能性があります。

✓ **簡単Check 2**

過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか?

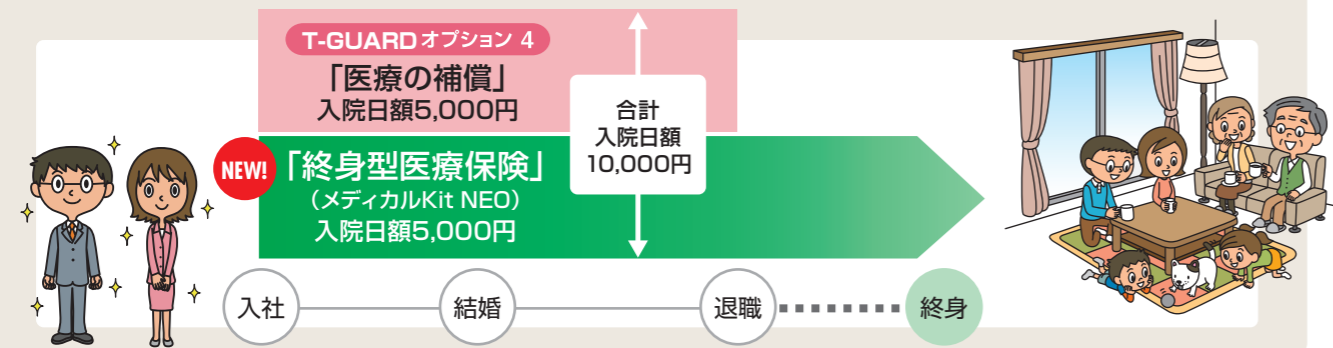
✓ **簡単Check 3**

現在、妊娠していますか? (女性のみ)

Good 2

保障が一生涯続く終身タイプ!

現役の間はT-GUARDの1年更新型と終身型の2階建ての保障で安心!
退職後は終身保障のみ継続する選択肢もあります



Good 3

保険料は加入時のまま!



その後、途中であがることはありません!

(先進医療特約、がん特定治療保障特約を除く*2)

割安な団体扱でご加入いただけます!

T-GUARDの割引率とは異なります

但し、団体扱を脱退した場合、口座振替扱/クレジットカード扱の保険料率が適用される為、保険料が上がります

Good 4

様々なオプションを選択できます

先進医療や所定の自由診療の保障等、終身型医療保険ならではの保障もオススメです!

+ オプション **がん特定治療保障特約**

がん治療のための所定の自由診療等を保障します。

がん治療のため、以下のいずれかの診療*3が行われる入院または通院をされたとき、診療にかかわる費用と同様の給付金をお受け取りいただけます。

- 公的医療保険制度における患者申出療養または評価療養(先進医療を除く)による診療
- 対象病院において行われる所定の自由診療

特定治療給付金 ▶ 通算 **1億円**まで 月払保険料492円*4でご準備いただけます。

⚠️ ご注意：保険期間の始期からその日を含め90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。

+ オプション **先進医療特約**

先進医療の技術料 ▶ 通算 **2,000万円**まで保障します!

*1 正式名称：医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型) [無配当]・メディカルKitNEO(引受保険会社：東京海上日動あんしん生命)
*2 先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年・10年、がん特定治療保障特約は5年・5年です。最長90歳まで自動更新が可能です。更新後の保険料は、更新時の年齢と保険料率により再計算します。また、団体扱を脱退した場合、口座振替扱の保険料率が適用されるため、保険料が上がります。
*3 診療とは、医師による診察・検査・薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療に該当する医療行為をいいます。
*4 特定疾病保険料払込免除特約を付加しない場合の団体A料率保険料です。(2023年7月現在)

NEW! 終身型医療保険 〈竹中グループ従業員の皆様のため の終身型医療保険〉 保障内容

ご案内する商品

メディカルKit NEO

保障分野の種類

- 病気(がんを含む)・ケガの保障
- 介護の保障/死亡時の保障
- 資金の準備

保障内容

メディカルKit NEO医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)【無配当】
1入院60日型、手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型、初期入院保障特則、先進医療特約、通院特約、3大疾病入院支払日数無制限特約、がん特定治療保障特約、女性疾病保障特約

主契約

+

オプション

+

給付金・特約などの種類	どんなとき
入院に備える (疾病入院給付金)〈災害入院給付金〉	病気やケガで所定の入院をされたとき 1入院につき60日まで/通算支払限度日数1,095日
手術・放射線治療に備える (手術給付金)〈放射線治療給付金〉	公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療または骨髄等の採取術を受けられたとき※1 何度でも約1,000種類の手術に対応 お支払いの対象外となる手術・放射線治療や、お支払い回数に制限がある場合があります。
短期入院に備える (初期入院保障特則)	病気やケガで1日以上9日以内の所定の入院をされたとき 初期入院保障特則の対象となる入院をしたときは、主契約の入院日数に応じた給付金はお支払いしません。
先進医療に備える (先進医療特約)	公的医療保険制度における所定の先進医療※1を受けられたとき 保険期間・保険料払込期間:10年・10年
入院前・退院後の通院に備える (通院特約)	病気やケガの入院前・退院後に所定の通院をされたとき 1入院につき30日まで/通算支払限度日数1,095日 入院前60日以内 退院後180日(730日※2)
3大疾病による入院に備える (3大疾病入院支払日数無制限特約)	3大疾病で所定の入院をされ、主契約の疾病入院給付金の支払日数が、1回の入院または通算の支払限度額に達したとき 3大疾病 がん(悪性新生物、上皮内新生物)、心疾患※3、脳血管疾患
所定の自由診療に備える (がん特定治療保障特約)	がん治療のため、公的医療保険制度における所定の患者申出療養や評価療養(先進医療を除く)、または対象病院での所定の自由診療を受けられたとき※4 保険期間・保険料払込期間:5年・5年
女性特有の病気に備える (女性疾病保障特約)	女性特有の所定の疾病や3大疾病を含む特定の病気での入院をされたとき 3大疾病 がん(悪性新生物、上皮内新生物)、心疾患※3、脳血管疾患 1入院につき60日まで/通算支払限度日数1,095日 乳がん(乳房の悪性新生物)で乳房を切除し、所定の乳房再建術を受けられたとき 1乳房につき1回※上皮内新生物は対象になりません。

シンプルプラン
1日につき 5,000円
手術の種類により1回につき 20・10・5・2.5万円 放射線治療1回につき 5万円
入院給付金日額×10日分 一律 5万円
先進医療にかかわる技術料と同額 通算 2,000万円 まで
1日につき 3,000円
—
—
—

スタンダードプラン
1日につき 5,000円
手術の種類により1回につき 20・10・5・2.5万円 放射線治療1回につき 5万円
入院給付金日額×10日分 一律 5万円
先進医療にかかわる技術料と同額 通算 2,000万円 まで
1日につき 3,000円
入院日数無制限 1日につき 5,000円
診療にかかわる費用と同額 通算 1億 円まで
—
—

レディースプラン
1日につき 5,000円
手術の種類により1回につき 20・10・5・2.5万円 放射線治療1回につき 5万円
入院給付金日額×10日分 一律 5万円
先進医療にかかわる技術料と同額 通算 2,000万円 まで
1日につき 3,000円
入院日数無制限 1日につき 5,000円
診療にかかわる費用と同額 通算 1億 円まで
主契約の疾病入院給付金に上乗せして 1日につき 5,000円 乳房再建給付金 100万円

月払保険料 (2023年7月現在)

「保険料例は5歳刻みの簡易表示です。実際の保険料は1歳刻みで異なり、加入時のまま変わりません。(一部のオプションを除く)」

団体扱A(単位:円) 保険期間・保険料払込期間:終身

年齢	男性		
	シンプルプラン	スタンダードプラン	レディースプラン
20歳	1,492円	2,109円	—
25歳	1,682円	2,324円	—
30歳	1,925円	2,597円	—
35歳	2,241円	2,953円	—
40歳	2,620円	3,377円	—
45歳	3,180円	3,997円	—
50歳	3,869円	4,761円	—
55歳	4,828円	5,845円	—
60歳	5,930円	7,097円	—

年齢	女性		
	シンプルプラン	スタンダードプラン	レディースプラン
20歳	1,732円	2,344円	2,729円
25歳	1,896円	2,533円	2,963円
30歳	2,012円	2,679円	3,119円
35歳	2,136円	2,843円	3,303円
40歳	2,329円	3,076円	3,586円
45歳	2,683円	3,495円	4,045円
50歳	3,152円	4,034円	4,644円
55歳	3,777円	4,769円	5,449円
60歳	4,555円	5,682円	6,467円

さらにお客様のニーズにあわせて付加する特約をお選びいただけます。(以下の特約例については⚠を参照ください)

- 保険料払込免除(特定疾病保険料払込免除特則)
- がんと診断されたときの保障(がん診断特約)
- 抗がん剤治療に備えたい(抗がん剤治療特約)
- 生活習慣病に備えたい(特定治療支援特約)

●公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由または特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除事由にあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
●先進医療特約・がん特定治療保障特約、抗がん剤治療特約は、最長90歳まで自動更新が可能です。更新後保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率に※1 公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されている等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先※2 入院の原因となった疾病が、がん・心疾患※3・脳血管疾患の場合は、730日です。
※3 高血圧性心疾患は対象になりません。
※4 「患者申出療養」「評価療養」「所定の自由診療」についてはパンフレット等にてご確認ください。公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用、選定療養伝子パネル検査にかかわる費用はお支払いの対象になりません。

影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することができます。よって計算しますので、更新前の保険料と異なる場合があります。まず、療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取進医療給付金の対象となりません。
にかかわる費用(差額ベッド代等をいいます。)、先進医療にかかわる技術料および遺解約はできません。

⚠がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。
不担保期間終了までのがんに罹患した場合、がんによる給付金等のお支払いはいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たにがんが罹患されても、がんによる給付金等はお支払いいたしません。

のご案内は、商品の概要をご説明しています。詳細につきましては、インターネット申込み内の「商品のご説明」や「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

団体総合生活保険「TIGUARD」の特徴

おすすめプラン

補償内容

加入タイプ一覧表

保険の対象となる方

ご加入方法

重要事項説明等

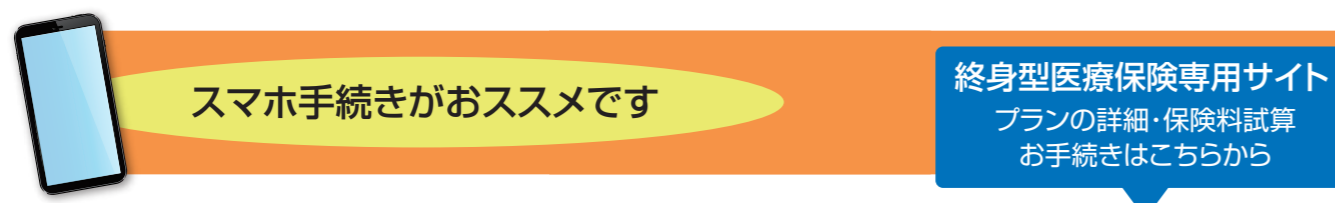
終身型医療保険

加入方法

簡易告知制度を利用して終身型医療保険に加入できるのは、
⚠️ **ご退職後は終身型医療保険専用サイトのご利用や簡単な**

お申込み時点で竹中グループにお勤めの従業員とご家族(配偶者・子)です。
告知での新規加入はできませんのでご注意ください!

従業員様ご本人お申し込みの場合



右記の専用サイトから入り、商品のご説明・プラン・保険料をご確認いただいたうえで、お申込手続きを行ってください。

ご契約のお引受けを保険会社が承諾した場合は、インターネットでのお申込み手続きが完了した日にさかのぼって保障を開始します。



「終身型医療保険」は、T-GUARDの募集締切日にかかわらずいつでも加入できます。



こんな方はWeb申込をご活用ください!

- 24時間365日いつでもどこでも簡単に手続きしたい!
 - 保険料がいくらになるか等、手軽に確認してみたい
- ▶ 団体扱をご選択可能ですが、割引率はT-GUARDと異なります。
 - ▶ Web申込の際には固有の専用サイトにてご対応頂きます。
 - ▶ 保険証券もT-GUARDとは異なりますので、別々に郵送されます。

※Webでお申し込みができるのは従業員様ご本人のみです。ご家族のお申込みは書面での手続きとなります。

従業員様のご家族お申し込みの場合

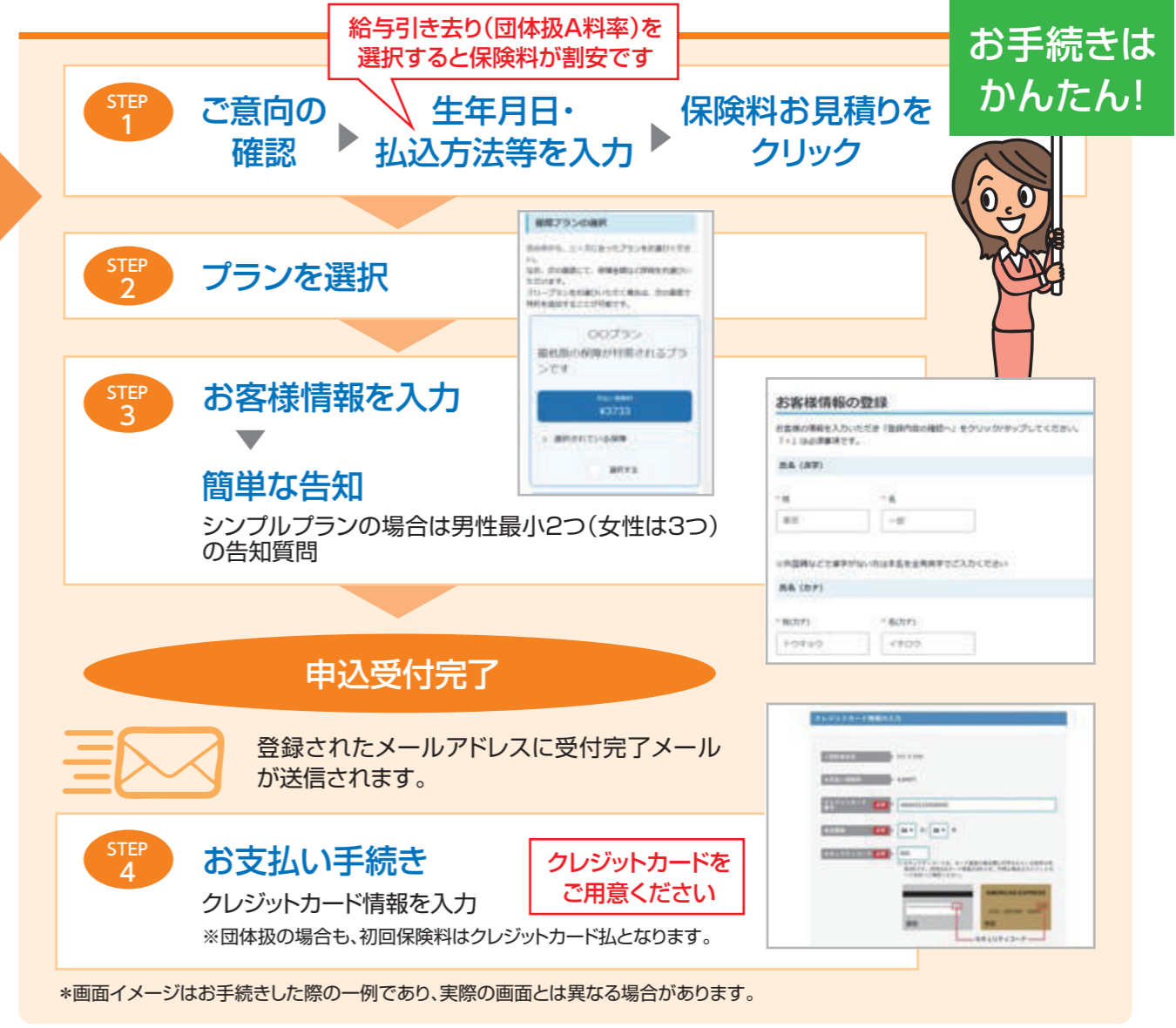
書面による手続きとなります

資料請求やお問い合わせ、ご家族のお申し込みについては、TELまたはメール、二次元コードでお気軽にご連絡ください!



スマホからのお問い合わせはこちら

E-mail : afs.hoken@afm.co.jp
<https://asahifm.com/afm/groupinsur/index.html>



⚠️ 株式会社 竹中工務店、株式会社 竹中土木、株式会社 アサヒファシリティズ 以外の従業員の方はこちらから

お手続きの前に、一度アサヒファシリティズまでご連絡ください。
 保険料や払込方法等について、別途ご案内させていただきます。
 TELまたはメール、二次元コードでお気軽にご連絡ください!
 E-mail : afs.hoken@afm.co.jp <https://asahifm.com/afm/groupinsur/index.html>



- インターネットでのお申込み手続きは、医療保険加入・見直しのご意向をお持ちの方のみ行っていただくことができます。医療保険以外の商品をご希望の場合は、アサヒファシリティズ 保険事業本部までご連絡ください。
- 当社は、東京海上日動あんしん生命より保険業務の委託を受けてお客様からご提供いただいた個人情報、生命保険およびこれに付随・関連するサービスの提供等の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。
- 弊社は、3社(東京海上日動あんしん生命、アフラック生命、三井住友海上あいおい生命)の医療保険を取り扱っておりますが、団体総合生活保険のご案内の際には、同一グループである東京海上日動あんしん生命を推奨いたします。尚、他の商品をご希望の場合はお気軽にお問い合わせください。

引受保険会社: 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 引受商品: メディカルKit NEO 医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)【無配当】

Lined area for notes, consisting of horizontal dotted lines.

竹中グループ従業員の皆様へ自動車保険のご案内

竹中グループの
自動車保険
団体扱割引率は

最大約 19% OFF

団体扱割引15%、団体扱年一括払による割引5%適用

自動車保険のことなら
アサヒファシリティーズへGO!!

安心と信頼の
提案力

便利な
給与引き

ご家族の車も
OK

安心の
事故対応

退職後も
継続可能

お気軽にご相談ください

取扱商品 : 火災保険 自動車保険 傷害保険 医療保険 がん保険

※竹中グループの団体扱割引15%は2023年4月1日から2024年3月31日までの始期契約に適用されます。割引率は団体の損害率などによって毎年見直されます。
※このチラシは、団体扱自動車保険についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。
本団体扱保険は、従業員の方のみご利用いただける福利厚生制度です。
団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者)、団体扱特約失効時の取扱などの詳細、ご不明な点などがある場合は、
取扱代理店までお問い合わせください。

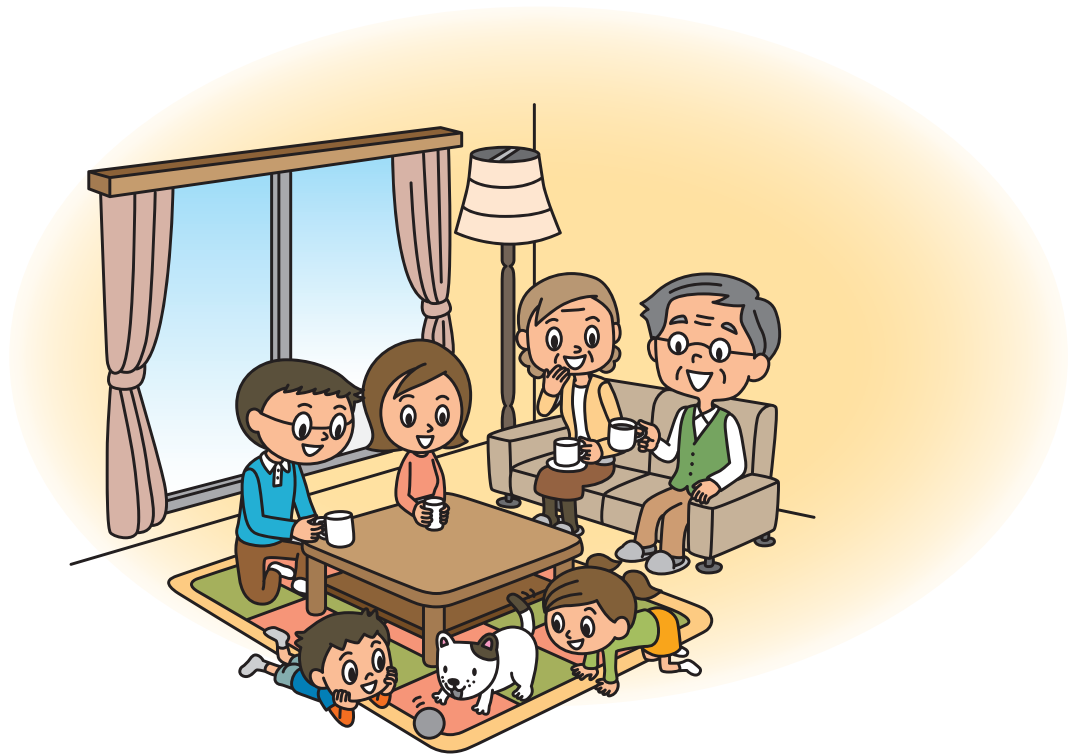
竹中グループ
TAKENAKA

取扱代理店
アサヒファシリティーズ
保険事業本部

スマホの方は
こちらから!



引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社



この保険は、株式会社 竹中工務店を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として株式会社 竹中工務店が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先・事故時の連絡先

株式会社アサヒ ファシリティズ 保険事業本部

〒136-0075 東京都江東区新砂1-3-3

代理店

北海道 TEL:011(213)1088

名古屋 TEL:052(231)8824

九州 TEL:092(441)3768

東北 TEL:022(211)6410

大阪 TEL:06(6201)8663

管理部 TEL:03(5683)1196

東京 TEL:03(5683)1184

広島 TEL:082(222)7500

受付時間：平日 8:30～17:15 (各店共通)

引受幹事
保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：建設産業営業部営業第二課

引受
保険会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。なお、医療補償・介護補償・がん補償・団体長期障害所得補償<GLTD>については、東京海上日動単独の引受となります。